

各 位

上場会社名 イーサポートリンク株式会社

(コード番号:2493 大証ヘラクレス)

本社所在地 東京都豊島区高田二丁目 17番 22号

代表 者代表取締役社長堀内信介

問 合 せ 先 役員管理本部長 ア

電 話 番 号 TEL (03) 5979-0666

U R L http://www.e-supportlink.com/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年1月19日開催の取締役会において、平成19年2月27日に開催を予定している第9回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、その概要をお知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性向上のため、当社の公告方法を電子公告とし、あわせて事故その他不測の事態に備え、予備的な公告方法を定めるものであります(変更案第5条)。
- (2) 当社株式が平成18年8月10日をもって株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」へ上場されたことに伴い、当社の発行する株式は「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)に基づいて株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、新たに「実質株主」および「実質株主名簿」に係る事項が加わることになりましたので、これに対応した所要の変更を行うものであります(変更案第9条、変更案第14条)。
- (3) 社外取締役との間で責任限定契約を締結する場合の責任の限度額について、法令で規定する額に 見直しを行うものであります(変更案第26条)。なお、変更案第26条の変更につきましては、各 監査役の同意を得ております。

(4) 会社法施行に伴う変更

「会社法」(平成18年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様に提供したものとみなすことが認められたことから、株主様への情報提供の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります(変更案第14条)。

代理人の議決権行使について、その人数および行使方法を明らかにするため、所要の変更を 行うものであります(変更案第16条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催

せずに決議があったものとみなすことを可能とするため、規定の新設を行うものであります (変更案第23条第2項)。

社外監査役に優秀な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の新設を行うものであります(変更案第34条第2項)。

その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に定める 経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなさ れております。

- ・ 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。
- ・ 当会社は、株券を発行する旨の定め。
- ・ 当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年2月27日(火曜日) 定款変更の効力発生日 平成19年2月27日(火曜日)

以 上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款 変 更 案 第1章 繎 則 第1章 総 則 (商号) (商号) 第1条 当会社は、イーサポートリンク株式会社 | 第1条 (現行どおり) と称し、英文では E SUPPORTLINK, Ltd. と表示する。 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と 第2条 (現行どおり) する。 1.インターネットによる情報提供サービス 1. インターネットによる情報提供サービス 2. インターネットを利用する情報システム 2. インターネットを利用する情報システム <u>及び</u>通信ネットワークの企画、設計、運用 および通信ネットワークの企画、設計、運 に関する受託 用に関する受託 3. インターネットプロバイダー業 3. インターネットプロバイダー業 4.アプリケーションサービスプロバイダー 4.アプリケーションサービスプロバイダー 5. コンピューター<u>及び</u>コンピューター関連 5. コンピューター<u>および</u>コンピューター関 機器の賃貸、導入指導 連機器の賃貸、導入指導 6. コンピューターシステムの企画、開発、 6. コンピューターシステムの企画、開発、 販売及び保守に関する業務 販売および保守に関する業務 7. コンピューター入力のオペレーション業 7. コンピューター入力のオペレーション業 務代行 務代行 8. 食品、日用雑貨品の運送業 8. 食品、日用雑貨品の運送業 9. 食品、日用雑貨品の流通卸業 9. 食品、日用雑貨品の流通卸業 10. 倉庫業 10. 倉庫業 11. 農水畜産品加工業 11. 農水畜産品加工業 12. ファクタリング業 12. ファクタリング業 13. 市場開発・販売のための調査、企画業務 13. 市場開発・販売のための調査、企画業務 14. 市場調査、広告宣伝に関する業務 14. 市場調査、広告宣伝に関する業務 15. 経営コンサルティング業務 15. 経営コンサルティング業務 16. 前各号に付帯する一切の業務 16. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地) (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。 第3条 (現行どおり) (機関) (新設) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u>

2. 監査役

現 行 定 款

変 更 案

3. 監査役会4. 会計監査人

(公告の方法)

<u>第4条</u> 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載<u>す</u> <u>る</u>。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、107,000 株とする。

(新設)

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、<u>商法第 211 条 / 3 第 1 項第 2</u> 号の規定により、取締役会の決議<u>をもっ</u> て自己株式を買い受けることができる。

(基準日)

第7条 当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主 名簿に記載された議決権を有する株主を もって、その決算期の定時株主総会にお いて権利を行使すべき株主とする。

> 前項のほか、必要があるときは、取締役会 の決議によりあらかじめ公告して臨時に 基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

- 第8条当会社は、
株式および端株につき名義書
換代理人
を置く。
 - __ <u>当会社の名義書換代理人</u>およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議に<u>より選定</u> する。
 - __ 当会社の株主名簿ならびに株券喪失登録 簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に 備えおき、株式の名義書換、端株の買取、 その他株式および端株に関する事務は、 これを名義書換代理人に取扱わせ、当会 社においてはこれを取扱わない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることが できない場合は、日本経済新聞に掲載し て行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

<u>第6条</u> 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、107,000 株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己<u>の</u>株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(削除)

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。</u> 以下同じ。)、新株予約権原簿および株 券喪失登録簿の作成ならびに備置きその 他の株主名簿、新株予約権原簿および株 券喪失登録簿に関する事務は、これを株 主名簿管理人に委託し、当会社において

現 行 定 款

変 更 案

(株式取扱規程)

第9条 当会社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、端株の買取、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定め

第3章 株主総会

る株式取扱規程による。

(招集<u>の時期</u>)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎年 2 月にこれを招集 し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(新設)

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、 その議長となる。

> __ 取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじ</u> <u>め取締役会の定める順序により</u>、他の取 締役がこれに代わる。

> > (新設)

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段 の定めがある場合のほか、出席した株主 の議決権の過半数をもって決する。

> __<u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、<u>総株</u> 主の議決権の3分の1以上を有する株

は取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱<u>い</u>および手数 料は、法令または本定款のほか、取締役 会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 11 条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 (現行どおり)

2 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会</u> <u>においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、 他の取締役がこれに代わる。

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ</u>なし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令<u>または本</u>定款に 別段の定めがある場合のほか、出席した <u>議決権を行使することができる</u>株主の 議決権の過半数をもって<u>行う</u>。

> 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、 議決権を行使することができる株主の 議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が

現 定 款

主が出席し、その議決権の3分の2以上 をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主またはその法定代理人は、当会社の 議決権を有する他の株主を代理人とし て議決権を行使することができる。
 - __ 前項の株主または代理人は、株主総会毎 に代理権を証する書面を当会社に提出 しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およ びその結果については、これを議事録に 記載し、議長および出席した取締役がこ れに記名押印する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第15条 当会社の取締役は、9名以内とする。 (選任方法)

- 第16条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数で行う。
 - 取締役の選任決議は、累積投票によらな いものとする。

(任期)

- 決算期に関する定時株主総会終結の時 までとする。
 - 補欠又は増員により選任された取締役 の任期は、他の在任取締役の任期満了す べき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合 第 20 条 (現行どおり) を除き、取締役社長がこれを招集し、そ の議長となる。
 - 取締役社長に事故あるときは、あらかじ め取締役会の定める順序により、他の取 締役がこれに代わる。

更

出席し、その議決権の3分の2以上をも って行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主1名を代理人として<u>、その</u>議決権を行 使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理 権を証明する書面を当会社に提出しなけ ればならない。

(削除)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 (現行どおり)

(選任方法)

第 18 条 (現行どおり)

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。
- 3 (現行どおり)

(任期)

第 17 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

(取締役会の招集権者および議長)

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会 <u>においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、 他の取締役がこれに代わる。

現 行 款

(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は会日の3日前まで に各取締役及び監査役に対して発するも のとする。但し緊急の必要があるときは この期間を短縮することができる。

> 取締役及び監査役全員の同意あるとき は、招集の手続を経ないで取締役会を開 くことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選 任する。

__ 取締役会<u>の決議により、</u>取締役社長1名、 必要に応じて、取締役副社長、専務取締 役及び常務取締役各若干名を選任するこ とができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出 席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領およ びその結果については、これを議事録に 記載し、出席した取締役及び監査役がこ れに記名押印する。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本 | 第 24 条 (現行どおり) 定款のほか、取締役会において定める取 締役会規程による。

(報酬)

<u>第24条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議<u>をもっ</u> てこれを定める。

更

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各取締役および各監査役に対して発 する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

> 2 取締役および監査役全員の同意がある ときは、招集の手続を経ないで取締役会 を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締 役を選定する。

> 2 取締役会は、その決議によって取締役社 長1名、取締役副社長、専務取締役、常 務取締役各若干名を定めることができ る。

(取締役会の決議方法等)

<u>第 23 条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u> できる取締役の過半数が出席し、その過 半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加 <u>わることができる者に限る。) の全員が</u> 書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときは、当該決議事項を可 決する旨の取締役会の決議があったも のとみなす。ただし、監査役が当該決議 事項について異議を述べたときはこの 限りでない。

(削除)

(取締役会規程)

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の

利益(以下、「報酬等」という。)は、 株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、商法第266条第12項の規定に より、取締役会の決議をもって、同条第 1項第5号の行為に関する取締役(取締 役であった者を含む。) の責任を法令の 限度において免除することができる。

> 当会社は、商法第 266 条第 19 項の規定 により、社外取締役との間に、同条第1 項第5号の行為による賠償責任に関す る契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、500万円以上であらかじめ定めた金 額または法令が規定する額のいずれか 高い額とする。

監査役及び監査役会 第5章

(員数)

第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法)

第27条 監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数で行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決 算期に関する定時株主総会終結の時ま でとする。

> 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了すべき時ま でとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役は互選により常勤の監査役を定め る。

(監査役会の招集通知)

でに各監査役に対して発する。ただし、

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、取締役会の決議によって、同法 第423条第1項の取締役(取締役であった 者を含む。)の責任を法令の限度におい て免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定 により、社外取締役との間に、同法第423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令が規 定する額とする。

監査役および監査役会 第5章 (員数)

第 27 条 (現行どおり)

(選任方法)

第28条 監査役は<u>株主総会において選任する。</u>

2 監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

> 2 任期満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任し た監査役の任期の満了する時までとす る。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査 役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前ま | 第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、

現 定 款 緊急の必要がある時は、この期間を短縮 することができる。

監査役全員の同意がある時は、招集の手 続を経ないで監査役会を開くことがで きる。

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあ る場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第32条 監査役会における議事の経過の要領およ びその結果については、これを議事録に 記載し、出席した監査役がこれに記名押 印する。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本 第32条 (現行どおり) 定款のほか、監査役会において定める監 査役会規程による。

(報酬)

第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもっ て定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、商法第 280 条第 1 項の規定に より、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。)の責任を 法令の限度において免除することがで きる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

更

緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで監査役会を開催するこ とができる。

(削除)

(削除)

(監査役会規程)

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ って定める。

(監査役の責任免除)

- 第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、取締役会の決議によって、同法 第423条第1項の監査役(監査役であった 者を含む。)の責任を法令の限度におい て免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定 により、社外監査役との間に、同法第423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令が規 定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって 選任する。

<u>(任期</u>)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関

現 更 行 定 款 する定時株主総会の終結の時までとす る。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会にお いて別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたも のとみなす。 (報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監 (新設) 査役会の同意を得て定める。 第6章 計算 第7章 計算 (営業年度および決算期) (事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年12月1日か 第36条 当会社の営業年度は、毎年12月1日か ら翌 11 月 30 日までの 1 年とし、営業年 ら翌年 11 月 30 日までの 1 年とする。 度末日を決算期とする。

(利益配当金)

<u>第 37 条</u> <u>利益配当金は、毎決算期</u>の最終の株主名 <u>第 39 条</u> <u>剰余金の配当は、毎年 11 月 30 日</u>の最終 簿に記載された株主または登録質権者 および同日最終の端株原簿に記載され た端株主に支払う。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 5月 31 日の最終の株主名簿に記載され た株主または登録質権者および同日最 終の端株原簿に記載された端株主に対 し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 利益配当金および中間配当金は、支払開 第 41 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開 始の日から満3年を経過しても受領さ れないときは、当会社はその支払の義務 を免れるものとする。

附則

1. 第 17 条(任期)の規定にかかわらず、平成 17 年2月25日開催の定時株主総会において選 任された取締役の任期は、従前の任期とす る。なお、本附則は、該当する取締役全員の 任期終了後、これを削除する。

(剰余金の配当)

の株主名簿に記載または記録された株主 または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

<u>第 40 条</u> 当会社は、取締役会の決議に<u>よって</u>、毎 年5月31日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登録株式質権 者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

始の日から満3年を経過しても受領さ れないときは、当会社はその支払の義務 を免れる。

(削除)